

職員の処分について(その1)

宮城県教育委員会は、下記のとおり処分を行いましたので、懲戒処分等の公表基準（平成12年4月1日施行）により、お知らせします。

記

1 発生年月日

平成29年10月8日

2 所属の種別

高等学校

3 年齢

36歳

4 管理職、一般職の別

一般職

5 教育職員と教育職員以外の別

教育職員以外

6 事件・事故の概要

宮城県柴田農林高等学校 代替事務職員 野呂瀬 怜実（のろせ さとみ）は、平成29年10月8日午後6時頃、秋田県横手市内に住む知人男性宅に、部屋の中に置き忘れた自身のクレジットカードを探すことを目的に侵入し、同日午後7時頃、室内に滞在していたところを、通報により駆けつけた警察官に住居侵入の容疑で現行犯逮捕され、その後、起訴猶予処分とされた。

当該職員は「たくさんの方に迷惑をかけて大変申し訳ない」「軽率な行動をとったことを深く反省している」などと述べている。

7 処分内容

懲戒処分として「戒告」

8 処分年月日

平成29年11月17日

記者発表資料
平成29年11月17日
教育庁教職員課
担当：八島 内線3630

職員の処分について(その2)

宮城県教育委員会は、下記のとおり処分を行いましたので、懲戒処分等の公表基準(平成12年4月1日施行)により、お知らせします。

記

1 発生年月日
平成29年5月下旬

2 年齢
20代

3 管理職、一般職の別
一般職

4 教育職員と教育職員以外の別
教育職員

5 事件・事故の概要

当該教職員男性教諭は、平成29年5月下旬、未成年者の女性との間で、相手が18歳未満であることを知りながら、自宅でみだらな行為を行ったもの。

当該教職員男性教諭は「自分の意志の弱さが原因となって今回の事故につながったと思う。教員としての自覚をしっかりと持って行動する必要があった。」と述べている。

6 処分内容
懲戒処分として「免職」

7 処分年月日
平成29年11月17日

職員の処分について(その3)

宮城県教育委員会は、下記のとおり処分を行いましたので、懲戒処分等の公表基準(平成12年4月1日施行)により、お知らせします。

記

1 発生年月日

- ①平成25年5月から同年9月
- ②平成28年12月から平成29年2月

2 所属の種別

高等学校

3 年齢

30歳

4 管理職、一般職の別

一般職

5 教育職員と教育職員以外の別

教育職員

6 事件・事故の概要

当該教職員は、平成28年12月から平成29年2月にかけて、部活動の指導にあたった事実がないにもかかわらず、指導にあたった旨の実績を報告し、8件分の教員特殊業務手当(合計24,000円)を不正に受給した。

また、当該教職員が平成25年5月から同年9月にかけて、同様に6件分の教員特殊業務手当(合計14,400円)を不正に受給していたことも判明した。

当該教職員は「信頼を失う重大な行為をしてしまった。」、「迷惑をかけてしまい、申し訳ない。」と述べている。

7 処分内容

懲戒処分として「減給3月」

8 処分年月日

平成29年11月17日

職員の処分について(その4)

宮城県教育委員会は、下記のとおり処分を行いましたので、懲戒処分等の公表基準（平成12年4月1日施行）により、お知らせします。

記

- 1 発生年月日
平成29年4月中旬から下旬
- 2 所属の種別
小学校
- 3 年齢
56歳
- 4 管理職、一般職の別
一般職
- 5 教育職員と教育職員以外の別
教育職員
- 6 事件・事故の概要
当該教職員は、平成29年4月中旬から下旬にかけて、同僚の女性職員に対し、メールで繰り返し「愛している」などと伝えたほか、二人だけで当該教職員の自家用車で外出した際、停車した駐車場において長時間にわたり好意を伝えるなどの不適切な言動を行った。
当該教職員は「女性職員の心に傷をつけてしまった。」、「たくさんの方に迷惑をかけてしまった。」と述べている。
- 7 処分内容
懲戒処分として「減給1月」
- 8 処分年月日
平成29年11月17日